

## 広告掲載取扱要領

京都市動物園動物舎等への広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	施設の名称	京都市動物園
	施設の所在地	京都市左京区岡崎法勝寺町
	施設の概要・設置目的	101種、498点の動物を飼育・展示しています（令和7年12月末時点）。動物の飼育と繁殖、情報発信に取り組むとともに、レクリエーションを市民に提供するために設置した施設です。
	開園日、休園日	月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日） 年末年始（12月28日～1月1日） 1月2日又は3日が月曜日の場合、1月4日を休園日とします。
	開園時間	3月～11月 午前9時～午後5時 12月～2月 午前9時～午後4時30分
	年間利用者数	637,180人（令和6年度実績。このデータは参考であり、年間利用者数を保証するものではありません。）
広告の規格	広告設置位置	①ひかり・みず・みどりの熱帯動物館 ②ゴリラのおうち ③アフリカの草原（西） ④アフリカの草原（東） ⑤類人猿舎 ⑥おとぎの国 ⑦ネコのみち ⑧ペンギン舎 ※詳細な設置位置及び形状は別途個別調整 ※別紙1、別紙2参照
	広告の大きさ	2㎡程度（別途調整）
	枠数	8枠
	その他の仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告枠内の右上又は左上に「<b>広告</b>」と表示すること。</li> <li>・ 「（注意）本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」等の表示を広告枠外に施すこと。</li> </ul>
掲載条件	広告料金（税込み）	(1) ②、③、④、⑥、⑦、⑧の6枠について 年額500,000円/枠 (2) ①、⑤の2枠について 9か月375,030円/枠（月額41,670円） ※いずれも上記広告料金には行政財産の目的外使用料（1㎡当たり年間9,300円）を含みます。
	広告掲載期間	(1) ②、③、④、⑥、⑦、⑧の6枠について 令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間） (2) ①、⑤の2枠について 令和8年7月1日～令和9年3月31日（9か月）
	広告物の作成主体	広告看板は、広告主において作成していただきます。
	広告物の設置主体	広告看板の設置及び撤去は広告主において実施していただきます。（設置方法等は別途調整）

	広告物の設置方法	動物舎壁面に広告物を設置（別途調整）
	広告物の設置期限	広告掲載開始日の前日までに設置していただきます。（別途調整）
掲載の基準	関係規程（必ずお読みください）	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	ペットショップ、葬儀・墓地・墓石関連事業者（動物関連も含む）の広告は掲載できません。
申込手続等	申込資格	契約の相手方は、広告代理店等又は広告主とします。 その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。 ( <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html</a> )
	申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告掲載申込書（第3号様式）をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。（持参、Eメール、ファックス又は郵送。申込期間内必着。）</li> <li>京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類を広告掲載申込書と併せて提出してください。詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。</li> </ul>
	申込期間	令和8年2月13日（金）以降、随時受け付けます。 書類の受付は、午前9時から午後5時まで行います。
	広告設置者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。
その他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本広告は、京都市動物園サポーター制度の看板広告サポーターとして動物園整備に役立てることとしています。</li> <li>広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。</li> <li>広告設置者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページを参照してください。</li> <li>広告設置者には別途、行政財産の目的外使用許可申請を行っていただきます。</li> <li>広告設置までに、広告原稿案の事前審査を受けていただきます。（内容により、修正等をお願いする場合があります。）本市の承認後の広告掲載となりますので、原稿案は余裕をもって提示するようにしてください。</li> <li>京都市動物園になじまない広告物はお断りする場合があります。</li> <li>契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告料は返還しません。</li> <li>申出により、掲載期間中の広告の差し替えが可能です。（新しい広告物を御用意ください。）</li> <li>園内の見学を希望される方は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。</li> <li>広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。</li> <li>広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。</li> </ul>

お申込み・お問い合わせ先	京都市動物園総務課 〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 岡崎公園内 電話番号 075-771-0210 FAX番号 075-752-1974
--------------	---